

特定事業所集中減算の取扱いについて

・特定事業所集中減算とは

指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた「訪問介護」、「通所介護」、「福祉用具貸与」又は「地域密着型通所介護」（以下、「訪問介護サービス等」という）の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって、提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、1月につき**200単位**を所定単位数から減算します。

判定様式については、提出の要否に関わらず作成し、判定期間後の減算摘要期間が完結してから5年間保存してください。（実地指導で確認する場合があります。）

(1) 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、下記判定期間における当該事業において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援の全てについて減算を適用します。

	判定期間	書類提出期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

※書類提出期限が閉庁日にあたる場合は、その前の開庁日が締切日となります。

※提出された書類を揖斐広域連合で審査し、特定事業所集中減算適用の有無について通知文を事業所に送付いたします。

(2) 判定方法

①	各居宅介護支援事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出する。
②	訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算する。
③	訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(3) 計算方法

対象となるそれぞれのサービスにつき、次の計算式により計算してください。

(当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置づけた計画数)

※「紹介率最高法人」…最も多く居宅サービス計画に位置付けられている法人

ただし、「正当な理由」がある場合については、その理由を揖斐広域連合に提出することにより適用されない場合があります。

(4) 正当な理由について

(3)で判定した割合が80%以上であった場合には、80%を超えるに至ったことについて、**正当な理由がある場合においては、当該理由を揖斐広域連合長あて提出する必要があります。**その際には、当該理由について確認することができる資料を必ず添付してください。なお、揖斐広域連合長が当該理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱うこととなります。

<正当な理由の範囲>

- 1.居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にサービス事業所が各サービスごとで見た場合に5事業所未満である場合
- 2.居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合
- 3.居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 4.サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると思われる場合
- 5.その他正当な理由と市長が認めた場合

※利用者の希望のみの場合は正当な理由に当たりません。